

坂戸市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱

制定	平成 8年 6月28日	(告示第 75号)
改正	平成10年 3月27日	(告示第 30号)
改正	平成10年 3月31日	(告示第 43号)
改正	平成18年 5月11日	(告示第127号)
改正	平成18年10月26日	(告示第273号)
改正	平成19年 1月26日	(告示第 18号)
改正	平成19年 3月28日	(告示第 88号)
改正	平成27年 3月26日	(告示第 79号)
改正	平成28年 8月 5日	(告示第222号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する建設工事等の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団員若しくは暴力団関係者であること又は暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者を利用していることなどが判明した場合における指名除外等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負及び工所用材料その他の物品等の買入れ並びに設計、調査及び測量その他の業務委託をいう。
- (2) 有資格業者 建設工事等の指名競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (3) 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (4) 使用人 有資格業者に雇用される者（有資格業者の役員等を除く。）をいう。
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77号。次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (7) 暴力団関係者 暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

(指名除外)

第 3 条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、坂戸市の締結する契約からの指名除外等審査会（以下「審査会」という。）の議を経て当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者について指名からの除外（以下「指名除外」という。）をするものとする。

2 市長は、有資格業者である共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「組合等」という。）を、前項の規定により指名除外をするときは、有資格業者である当該組合等の構成員についても審査会の議を経て、当該組合等の指名除外をされる期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外をするものと

する。

3 市長は、第1項の規定により指名除外をする有資格業者を構成員を含む組合等についても審査会の議を経て、当該有資格業者の指名除外をされる期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外をするものとする。

4 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認める場合において、当該有資格業者が指名除外の決定までの間に当該措置要件に該当する役員等を変更した場合についても審査会の議を経て、当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者について指名除外をするものとする。

(指名除外の特例)

第4条 有資格業者が1件の事案により別表に掲げる措置要件の2以上に該当することとなった場合における指名除外の期間は、当該措置要件ごとに同表に規定する期間の最も長いものをもってそれぞれ指名除外の期間とする。

2 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間又は前項の規定による指名除外の期間を超える指名除外の期間を定める必要があるときは、同表又は同項の規定にかかわらず、指名除外の期間を同表又は同項の2倍の期間（当該期間が36月を超える場合にあっては、36月）まで延長することができる。

3 市長は、指名除外の期間中の有資格業者について、酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表又は前2項に規定する期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。

4 市長は、指名除外の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたとき又は指名除外の期間が経過し除外理由の事実が改善されたと認めたときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとする。

(指名除外の通知)

第5条 市長は、前条の規定により指名除外の措置を行ったときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約からの除外)

第6条 市長は、指名除外期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。

(下請負等の禁止)

第7条 市長は、建設工事等について、指名除外の期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(建設工事等妨害の際の措置)

第8条 市長は、建設工事等を受注した業者が、当該建設工事等に関し暴力団員又は暴力団関係者により妨害を受けた旨の申出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等必要な措置を講じるものとする。

(関係機関への協力要請)

第9条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びそ

の他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(審査会の設置)

第10条 第3条第1項に規定する指名除外に関する審議を行うため、審査会を置く。

(審査会の組織)

第11条 審査会は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充て、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、あらかじめ会長が指名する委員をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、坂戸市工事請負業者等指名委員会規程（昭和47年坂戸町訓令第2号）第4条に規定する委員をもって充てる。

(審査会の会議)

第12条 審査会は、必要の都度会長が招集する。

2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。

3 緊急かつ止むを得ない理由により、審査会を開催できないときは、審議事項を記載した書面を委員に回議して、審査会の審議に代えることができる。

(所轄警察署との連携)

第13条 審査会は、所轄警察署との密接な連携のもとに運営するものとする。

2 審査会は、別表の措置要件に該当すると思われる情報提供があったときは、所轄警察署の参加を求め、当該情報の事実確認を行うものとする。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は総合政策部施設管理課において処理する。

(守秘義務)

第15条 審査会の会長、副会長及び委員その他関係者は、審査会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、暴力団員及び暴力団関係者の排除に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成8年告示第75号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年告示第30号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年告示第43号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第127号）

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第272号）

(施行期日)

1 この告示は、平成18年11月1日から施行する。

(坂戸市建設工事等請負業者指名停止基準の一部改正)

2 坂戸市建設工事等請負業者指名停止基準（平成8年坂戸市告示第27号）の一部を、次のように改正する。

第4条第2項第3号中「坂戸市建設工事等暴力団排除措置要綱」を「坂戸市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱」に改める。

(坂戸市建設工事等指名業者選定基準の一部改正)

3 坂戸市建設工事等指名業者選定基準（平成11年坂戸市告示第115号）の一部を、次のように改正する。

第4条第1項第2号中「坂戸市建設工事等暴力団排除措置要綱」を「坂戸市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱」に改める。

附 則（平成19年告示第18号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年告示第88号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第79号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第222号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第13条関係）

措 置 要 件	期 間
1 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団員若しくは暴力団関係者であるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参加しているとき。	当該認定をした日から24月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力、暴力団員又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
3 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
4 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
5 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
6 有資格業者の役員等若しくは使用人が業務に関し、暴行、威圧する言動その他の不当な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 県内で行われた場合 イ 県外で行われた場合	逮捕又は公訴を知った日から 12月 6月

坂戸市の締結する契約からの暴力団排除に関する協定書

平成19年3月27日 協定締結

坂戸市長（以下「甲」という。）と西入間警察署長（以下「乙」という。）とは、坂戸市が発注する建設工事等の契約から暴力団を排除するための措置等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、坂戸市の締結する契約から暴力団関係業者を排除するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負及び工事用材料その他の物品等の買入れ並びに設計、調査及び測量その他の業務委託をいう。
- (2) 有資格業者 建設工事等の指名競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (3) 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (4) 使用人 有資格業者に雇用される者（有資格業者の役員等を除く。）
- (5) 暴力団 その団体の構成員が集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。
- (7) 暴力団関係業者 暴力団と関係を有する有資格業者をいう。

（暴力団関係業者に係る照会、回答）

第3条 甲は、有資格業者が次の各号の一に該当する疑いがあるときは、乙に対し、照会書（様式第1号）により照会するものとする。

- (1) 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参加しているとき。
- (2) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- (3) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 有資格業者の役員等若しくは使用人が業務に関し、暴行、威圧する言動その他の

不当な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

2 乙は、前項の照会に基づき、前項各号の一に該当するか否かについて、甲に対し、回答書（様式第2号）により回答するものとする。

（契約の相手方に対する指導）

第4条 甲は、契約の相手方が暴力団関係者又は暴力団関係業者から当該契約の履行に関し妨害を受けたことを認知したときは、当該契約の相手方に対し、警察への被害届の提出等適切な対応を行うよう指導するものとする。

2 甲は、契約の相手方に対し、暴力団関係者による暴力的要求行為等不法不当な要求は毅然として拒否するとともに、被害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、警察に通報し、捜査上必要な協力を行うよう指導するものとする。

（相互の通報）

第5条 甲は、第3条第2項の回答に基づき指名除外の措置を行ったとき又は前条の規定に基づき指導を行ったときは、乙に対し、速やかにその結果を通報するものとする。

2 乙は、市の締結する契約から暴力団関係業者を排除する上で必要があると認めるときは、甲に対し、所要事項を通報するものとする。

3 乙は、第3条第2項による回答書において、同条第1項第1号に該当するものとして回答した有資格業者が、当該事由に該当しなくなったと認めるときは、その旨を甲に対し、文書により通報するものとする。

（定めのない事項等）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

（効力の発生時期）

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成19年3月27日

甲 坂戸市千代田一丁目1番1号
坂戸市
坂戸市長 伊 利 仁 印

乙 坂戸市関間二丁目4番17号
西入間警察署長 宮 浦 博 司 印

照 会 書			
商号又は氏名			
所在地			
役職名	氏名	生年月日	住所
照会事項	「坂戸市の締結する契約からの暴力団排除に関する協定書」 第3条第1項各号のいずれかに該当するか否か。		
備考			
<p>上記のとおり照会します。</p> <p>西入間警察署長 様</p> <p style="text-align: center;">坂戸市長 印</p>			

回 答 書	
商号又は氏名	
所在地	
代表者	
照会に係る 調査結果	1 第 号に該当する。 2 該当しない。
備考	
上記のとおり回答します。 坂戸市長 様 西入間警察署長 印	